

平成 27 年 7 月 14 日

日本年金機構兵庫事務センター長様

公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会
会長 米 靖弘

精神・知的障害に係る障害年金の認定に関する要望書

精神障害者を家族に持つ私たちは、いま、『精神・知的障害に関わる障害年金の認定の地域格差』に驚きと落胆の中におります。

新聞報道によると、障害基礎年金の新規の裁定請求において、不支給とされた割合が、兵庫県が 56%であり、精神障害者のみでは、61%と 2 位の大分県の 34%を大きく引き離れた結果となっています。(添付資料参照)

本来受給できる程度の日常生活の困難性を抱え込んでいる人が不支給となっている恐れがあります。本来受給できる人が漏れなく受給できるようにしてください。

『国の精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域格差に関する専門家検討会』にて 7 月末には、判定ガイドラインを策定する計画とのことで、国も問題視しています。

兵庫県では、障害年金申請時に、県独自の『日常生活申立書』の提出要求があります。其処には、同居人の「氏名」「職業」「就労や生活の詳細」の記載欄がありますが、本人の審査には関係ない筈と考えています。

又、兵庫県内でも、市によっては国民年金受給権者所得状況届にて、『年金以外の収入可否の問い合わせ』が文書で届いており、兵庫県内においても取扱いが異なっています。

そこで、下記を要望します。

記

1. 現在進められている『日常生活申立書』は、誤解を招く質問が多く、他県 45 県では採用されていません。上記より、国からの従来の提出要求書類で十分な筈です。至急、中止するか、大幅な修正をお願いします。
2. 国民年金受給権者所得状況届での『年金以外の収入可否の問い合わせ』については、障害者に大きな不安感を与えるものであり、国により定まった形式による問い合わせとも異なります。至急、中止して下さい。
3. 障害認定書類、要領、手順の県での統一化を是非実施してください。
4. 尚、本文書は、兵庫県知事宛にも送付して、行政側からもバックアップをお願いしていますので、よろしくお願いします。

以上